

警報などの発令における生徒の登下校について

1. 善通寺・生徒が居住する地域に「警報」が発令された場合（東讃・小豆島を除く）

種 類	対 応	
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨 ・大雪 ・洪水 ・暴風 ・暴風雪 	登校の時点で発令中 （午前6時以降）	(1) 自宅待機 とする。 但し、 午前10時 までに解除された場合は、 解除された時点 で安全に留意し速やかに登校する。 平常授業の場合13時までに登校不可能な場合は、学級担任に連絡して、自宅で自主学習とする。
波浪・高潮警報は除く ※島嶼部からの 通学生は個別対応	※平常授業の場合 午前10時 の時点で発令中	(1) 臨時休業 とする。 その後、解除されても登校しない。
	※午前授業の場合 午前9時 の時点で発令中	(2) 部活動なども休止する。 (3) 寮生は外出を控える。

【留意事項】

- ① テレビ・ラジオ・インターネット等で「**警報発令**」を確認する。また、JR等公共交通機関の利用者は運行状況を確認する。
- ② スクールバスは、朝9時までに警報が解除された場合は運行する。ただし、時刻等は本校ホームページで確認すること。

2. 善通寺・生徒が居住する地域に「注意報」が発令された場合

種 類	対 応
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨 ・大雪 ・洪水 	(1) 生徒と保護者が協議し、安全な登校が無理と判断した場合は、自宅待機とし、学校に連絡する。 (2) 安全と判断され次第、登校する。
<ul style="list-style-type: none"> ・強風 ・雷 ・濃霧（島嶼部） 	(1) 登校後「注意報」が「警報」に変わる可能性が高い場合及びJR等公共交通機関の途絶が予想される場合は、校長の指示を受け授業を打ち切ることがある。 (2) 他県・島嶼部から通う生徒の下校については、個々に対応する。

3. その他

地震等により、JR等公共交通機関・道路などが被害を受けた場合は、状況により臨時休業の措置をとることがある。